

Do You Know?

大学生活のための

情報

知っていますか？



2025



佐賀大学学務部学生生活課



楽しい学生生活を送るためには

大学生活に大きな期待と希望を抱いて佐賀大学へ入学された皆さんは、無事卒業して実社会に出ると、即戦力として期待されると思います。大学生活においては、このことを念頭に置いて、いろんなことをどん欲に吸収し、体験し、友を作り、先輩後輩・世界各国からきている留学生と交流し、学識を深め、より魅力的な人間となるよう努力してください。教職員一同、精一杯皆さんが充実した学生生活を送れるようサポートします。

しかしながら、皆さんの周りでは常に多くの事件や事故が発生しています。皆さんが大学生活に慣れて様々な活動に参加し、行動範囲が広がり、多様な経験をするにしたがって、より多くの危険が伴ってきます。安全な日常生活を送ってこそ、より多くの有意義な時間が持てるのです。

生活面では、クレジットカードの利用法、悪質商法への対処法、クーリングオフの方法等も知っておきましょう。災害に対しては、必ず保険制度を利用できるようにしておきましょう。緊急連絡体制を確認しておきましょう。皆さんの修学・生活上の相談相手には、学生センター（学務部）・学生課（医学部）の職員や、学部の教員、チューター（担任）及び学生委員の先生が窓口になっています。また、健康面、人権問題、各種のハラスメントに関しては、保健管理センター・学生センター・学生課の職員、各学部の相談員の先生がいます。あなたの秘密は守られますので、どこに相談していいかわからない時、まずは「学生なんでも相談窓口」へ気軽に相談してください。

令和 7 年 4 月 1 日

CONTENTS

I 体と心の健康

1. 相談窓口について……………1
2. 保健管理センターについて……………4

II 安全な日常生活

1. アルバイトについて……………5
2. マイナンバー制度……………7
3. 18歳から大人……………7
4. イッキ飲みはやめよう！……………8
5. インターネット利用のルールとマナー……………9
6. 悪質商法に対する手続き等……………10
7. クレジットカードの利用方法……………11
8. 学内外におけるセキュリティ面での注意事項……………11
9. 火災の予防……………13
10. 実験実習時の安全確認を……………13
11. カルト的団体に用心……………13
12. 大麻等(違法薬物)に関する注意……………13

III 施設と環境

1. 環境に配慮した行動を……………14
2. 施設整備に協力を……………14
3. 佐賀大学は、敷地内全面禁煙です……………15

IV 課外活動の安全対策

1. 安全で健康的な課外活動を……………16
2. 課外活動団体セミナー……………17
3. リーダーズ・トレーニング……………17
4. 大会・行事に参加するときは……………17

V ハラスメント

1. 佐賀大学はハラスメントからあなたを守ります！……………18
2. 1人で悩まず、相談しましょう……………18
3. ハラスメントとは？……………19

VI 交通事故の防止

1. ルールを守って交通安全……………22
2. 自動車通学について(本庄キャンパス)……………23
3. 自動車通学について(鍋島キャンパス)……………24
4. 自転車の違反と罰則 知っていますか？……………25

VII 保険制度

1. 学生教育研究災害傷害保険……………27
2. 学研災付帯賠償責任保険……………29
2. その他の保険……………29

VIII 国民年金制度

1. 20歳になったら国民年金……………30

IX 緊急連絡先は

1. 大学への連絡は……………32
2. 休日、夜間の事故・事件の連絡は……………32
3. 教務課への連絡は……………32
4. その他……………32

1 相談窓口について

学生相談全般（なんでも相談窓口）

学生の皆さんのキャンパスライフにおけるあらゆる疑問や悩み、困っていることを聞いて、その内容に応じて、より適切な解決法や相談員（学内外の関係者）を紹介する「学生なんでも相談窓口」を設置しています。

どこへ相談に行けばよいかわからない時など、気軽にご相談ください。

「学生なんでも相談窓口」へのアクセス方法について

直接本庄キャンパス、鍋島キャンパス「学生なんでも相談窓口」へ来てください。

受付時間は、月～金曜日の8：30～17：15です。

電話やメールでも次のとおり受け付けています。

	本庄キャンパス	鍋島キャンパス
電話受付	☎0952-28-8200	☎0952-34-3132
手紙	〒840-8502 佐賀県佐賀市本庄町1番地 佐賀大学学務部学生生活課「学生なんでも相談窓口」宛	〒849-8501 佐賀県佐賀市鍋島5丁目1番1号 佐賀大学医学部学生課「学生なんでも相談窓口」宛
Eメール	voice@mail.admin.saga-u.ac.jp	gakumed-soudan@mail.admin.saga-u.ac.jp

相談内容に応じて様々な窓口を用意しています

1 チューター（担任）制度

学生の皆さんの修学、進路選択、心身の健康などの問題について相談役となり、充実した学生生活を支援することを目的とした、各学部教員によるチューター（担任）制度を行っています。気軽に相談してみてください。

2 学生カウンセラー（学生のための専門家によるカウンセリング）

学生カウンセラー相談窓口は、学生の皆さんの心や身体の相談や悩み、困っていることなどを支援するために開設されています。

カウンセリングは予約制です。相談は、下表の連絡先まで連絡してください。

連 絡 先	
本庄キャンパス 保健管理センター 月～金曜日 10：00～17：00	0952-28-8181
鍋島キャンパス 保健管理センター分室 月～金曜日 8：30～17：00	kaunseya@mail.admin.saga-u.ac.jp 0952-34-3215

3 ウェルビーイング創造センター学修支援部門による相談

病気や障害のために講義や実習等の修学に困難さを抱えている学生の皆さんの話や要望を聞いて、関係する教職員で協議して合理的配慮の提供にかかる調整を行っています。障害の内容によっては、保健管理センター（医師、看護師、保健師）と協同して支援を行っています。

※合理的配慮の例：

事例①ノートテイク

事例②実験授業・語学授業での学習サポーターの配置

事例③授業のレポートテーマの具体化、授業資料の事後配布

事例④授業の座席位置の指定

事例⑤定期試験の別室受験

また、障害のある学生の皆さんのグループ活動を開催し、コミュニケーションスキルや社会的スキル向上の支援も行っています。

講義や実習等の修学上の配慮希望、グループ活動への問合せ等は下記相談窓口まで相談してください。

※ここでいう障害とは、身体障害、発達障害、精神障害その他心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む）を指します。

ウェルビーイング創造センター学修支援部門（CS ルーム）

月曜日～金曜日 時間 10：00～17：00 TEL：0952－28－8810

メールアドレス s-shien@mail.admin.saga-u.ac.jp

HP <https://www.ssd.saga-u.ac.jp>



4 キャンパスソーシャルワーカー（CSW）制度

キャンパスソーシャルワーカー（CSW）制度は、何らかの理由で大学の講義等に出席できない、担当の先生とも連絡が取りづらくなった学生を支援するために様々な悩みを聞き、チューターやゼミ担当の先生に橋渡ししています。その後も担当の先生と連携しながら一緒に問題解決できるようにサポートしています。

サポートの概要として、担当の先生から「最近学校へ出てきていないようだ」、「本人へ連絡をしたが、なかなか繋がらない」といった相談を受け、CSW から本人へメールや電話をします。また CSW と“面談”という形で直接会って話を伺い、悩み事や心配事が少しでも解決できるように一緒に考えることもできます。CSW は大学教員ではありません。登校や単位取得を強く勧める等を行わず、あくまで学生さんのペースに寄り添いながらお手伝いをするためのスタッフです。相談の内容は、担当の先生には言い辛い悩み、留年・休学の事、進路の迷いなど、どのような事でも構いません。一人で抱え込まず相談してください。

キャンパスソーシャルワーカー（CSW）

月曜日～金曜日 時間 9：00～16：00 TEL：0952-28-8943
メールアドレス campussw@mail.admin.saga-u.ac.jp

※学生相談・支援は月～金曜日に行います。土日・祝日等にメールを送信された場合、各窓口でのメールの確認は翌営業日になります。



2 保健管理センターについて

保健管理センターは、本庄キャンパスと鍋島キャンパスにあります。

〈保健管理センターの役割〉

健康診断

保健管理センターでは、毎年健康診断を行っています。すべての学生は、この定期健康診断を受けなくてはなりません。

応急処置

風邪や腹痛など病気の時、または怪我をした時など、保健管理センターで薬をもらったり傷の手当てをしてもらうことができます。

健康相談

身体や心の悩み、心配ごと、不調などの相談ができます。相談は無料です。

〈スタッフ紹介〉 両キャンパスには医療の専任スタッフがいます。

(本庄キャンパス) …医師 2 名・保健師 3 名・カウンセラー 4 名

(鍋島キャンパス) …医師 1 名・保健師 1 名・看護師 1 名・カウンセラー 1 名

〈利用できる部屋・測定器〉

リラクゼーションルーム

本庄の保健管理センターにあります。のんびりしたい、静かに過ごしたい、ちょっと休みたい時に利用してください。

保健管理センターには、

身長体重計、体組成計、血圧計、視力計

などがあり、自由に計測できます。

これらの機器を利用して健康管理に役立ててください。

眠れなくなったり、食欲がなくなったり、落ち込んだりしたら

保健管理センターには、医師やカウンセラーがいます。

相談内容など、秘密は守られますので安心してください。

電話で、まずは相談してみてください。

保健管理センターのホームページ (<https://www.suhcc.saga-u.ac.jp>)

保健管理センター TEL 0952-28-8181 (本庄キャンパス)

TEL 0952-34-3215 (鍋島キャンパス)

利用時間 8 時30分から17時15分 (月曜～金曜)

1 アルバイトについて

授業期間中のアルバイトは学業に相当支障をきたしますので、修学との関係を十分考慮し、必要最小限にとどめるようにしてください。

新入生については、まずは、大学生活に慣れることを優先し入学後3か月間はアルバイトを控えてください。

アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント

1. アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
2. バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
3. アルバイトでも、残業手当があります
4. アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
5. アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます
6. アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
7. 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

学生アルバイトのトラブル Q&A

(知っておきたい働くときのポイント)

Q 1 アルバイトを始めることになりましたが、時給や勤務時間（働く時間）などの働く条件について「募集広告に書いてあるとおりだよ」としか言われないのですが？！

A 働く条件を書いた書面を必ずもらってください！
後で「最初に聞いた話と実際の時給や働く時間などが違う」と困らないように、アルバイト先から書面をもらって保存しておきましょう。法律上も、①アルバイトをする期間、②仕事の内容や働く場所、③働く時間や休日、④時給など重要なことは、雇う側が働く人に、働く条件を示した書面を渡すこととなっています。

Q 2 1回に6～8時間働くアルバイトをしています。休憩が15分くらいしか取れない日が多いのですが？！

A 法律で、アルバイトに対しても、働く時間が①6時間を超え8時間以下の場合には少なくとも45分、②8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を、与えなければならないことになっています！

Q 3 決められた時間の前後に、オーナーや店長の指示で、開店準備や後片付け、次の勤務の準備をさせられているのですが、その分の時給がもらえません！

A 法律上、あなたを雇っている人（オーナーなど）や上司（店長など）の指示などに従って行う仕事については、その分の時給がちゃんと支払われなければなりません。
例えば塾講師の場合で、授業時間外にオーナーや教室長に言われて仕事をしている場合にも、時給は発生します。
ちなみに、「毎回15分未満は切り捨て」というようなことは原則法律違反です！

Q 4 店長に「アルバイトに残業代なんか出ない」って言われたのですが、本当ですか？あと、アルバイトでも有休が取れるって本当ですか？

A アルバイトでも、法律上、1日8時間、1週40時間を超えて働いたら、残業代は出ます！また、法律上、アルバイトでも有休がとれる場合があります。
(詳しくは、厚生労働省ホームページの「労働条件に関する総合情報サイト確かめよう労働条件」にある『アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント』のポイント3、4を見てください。)

Q 5 アルバイトを始めるときに決めた曜日(回数)や時間を見捨てて、授業の日でもシフトを入れられてしまいます。テストの日に休みたと言っても休ませてもらえません。

A シフトを変更するには、事前に働く人と雇う人の合意が必要です(労働契約法の規定)。決められた曜日や時間を見捨てて無理矢理シフトに入れられるなど、一方的にシフトを変更されて困る時は、はっきりと断りましょう！また、決められた曜日や時間に急に学校の行事などが入ってしまった時でも、諦めずにオーナーや店長などによく相談しましょう。

Q 6 クリスマスケーキなど季節の商品に販売ノルマがあって売れ残りを買わされます。あと、食器や商品を壊したりするといちいち弁償されるのですが、これってしょうがないんですか？

A 法律上、売れ残りを買う義務はありません！基本的にバイト代から自動的に天引きすることもできません。
また、お店の物や商品を壊したときは、弁償しなければならない場合もありますが、少なくとも、本来の値段以上を罰金として支払う必要はありません。

Q 7 アルバイトを辞めさせてもらえません。「辞めるなら代わりのアルバイトを連れてこい」と言われます。

A アルバイトを含む労働者は、原則として会社を退職することをいつでも申し入れることができます。
あらかじめ契約期間が定められていないときは、法律では、労働者は退職届を提出するなど退職の申入れをすれば、2週間経てば辞めることができます(民法の規定)。
ただし、急に辞めてしまうと、アルバイト先が困ることもあるでしょうから、アルバイト先とよく話し合ってください。

確かめよう！
労働条件。



キャラクター「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



これらの問題を含めアルバイトのトラブルで困ったときは

フリーダイヤルで相談したいとき

「労働条件相談ほっとライン」にご連絡ください。

はい！ろうどう 月～金：午後5時～午後10時
0120-811-610 土・日・祝日：午前9時～午後9時

行政機関に相談したいとき

お近くの労働基準監督署や「総合労働相談コーナー」(労働局や労働基準監督署の中にあります)にご連絡ください。(おおむね平日午前9時30分～午後5時 ※設置場所によっては時間が異なります)

労働基準監督署

検索

総合労働相談コーナー

検索

厚生労働省ホームページにお近くの労働基準監督署や総合労働相談コーナーの場所が掲載されています。



2 マイナンバー制度

- 平成28年1月からマイナンバー制度が始まりました。
- マイナンバーとは住民票を有するすべての方に一人ひとつの番号を付して、社会保障、税、災害対策といった分野で活用される番号のことです。
- 学生の皆さんは、アルバイト等を行う際には、事業主から所得税等の申請等に関連して、マイナンバーの提示を求められます。
- 本学においても、TA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）やアルバイト等を行い大学から給与や謝金を受け取っている学生の皆さんは、マイナンバーを大学に提示していただく必要があります。
- マイナンバーは原則として一生使うものになります。就職が決まったら、事業所に届け出ることになりますが、面接等で求められることはありません。取扱いにご注意いただき、安易に友達などに教えることがないようにしてください。
- マイナンバーカードおよびマイナンバー通知カードは厳重に保管し、紛失や誤って廃棄することのないようにご注意願います。

【マイナンバーの詳細】

○デジタル庁（マイナンバー制度）

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>



3 18歳から大人

2022年4月から成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられました。
成年年齢の引下げで変わる事・変わらないことを確認してください。

18歳（成年）になったらできること	20歳にならないとできないこと （これまでと変わらないこと）
◆親の同意がなくても契約できる ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・一人暮らしの部屋を借りる など ◆10年有効のパスポートを取得する ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ◆結婚 - 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる ※普通自動車免許の取得は従来と同様「18歳以上」で取得可能	◆飲酒をする ◆喫煙をする ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う ◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許の取得

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなり、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれることがあります。

消費者トラブルに遭わないためには、契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要です。P10、11を必ず確認してください。

また、法務省の特設ウェブサイト「大人への道しるべ」や消費者庁の「18歳から大人」特設ページにて、動画や漫画で具体的な事例を交えてわかりやすく説明されています。

法務省の特設ウェブサイト
「大人への道しるべ」



消費者庁特設ページ
「18歳から大人」



4 イッキ飲みはやめよう！

佐賀大学では、飲酒に伴う迷惑行為や20歳未満の飲酒について厳しく対処しており、飲酒に伴う不適切な事案について停学や訓告等の懲戒処分を科しています。

大学に入ると、各種のコンパ等に参加し、飲酒する機会があります。ただし、20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。

20歳になるまでは、ソフトドリンク等、アルコールを含まないものを飲みましょう。

悲しいことに、平成21年度に本学でもサークルコンパでの飲酒による死亡事故がありました。今後、決してこのような悲しい出来事が起らないよう一人ひとりが自覚して行動しましょう。

また、コンパを行う際は、行事届(コンパ用)の学生生活課(医学部は学生課)への提出が必要です。

急性アルコール中毒は、生まれつき酒を飲めない体質の人に無理に飲ませた時、またはイッキ飲みさせた時に発生しています。

生まれつき酒の飲めない人はどれ位いるでしょうか。佐賀大学でアルコールパッチテストを行った結果、受検者の3分の2が酒を飲めない、あるいは酒に非常に弱い体質であることがわかりました。

体質的に飲めない人に酒を強制することは絶対に許されません。

アルコールには麻酔作用があり、アルコール血中濃度が高くなると泥酔状態または昏睡状態に陥り、生命の危険を伴います。

飲める人でも安全なのは日本酒では2合程度で、3合を超えると酩酊状態となり、5合を超えると酔いの程度は更により深くなり危険な状態になることがあります。

イッキ飲みをしている時は元気でも、その後急激に酔いの程度が高まり、突然危険な状態に陥ることがあります。しかも、イッキ飲みをしてから泥酔や昏睡に至るまでの時間差があり、周囲の人が大丈夫だろうと目を離れた後、危険な状態に陥っていることが多いのです。最も危険な酒の飲み方はイッキ飲みであることを忘れないでください。

イッキ飲みは、やらない! やらせない!

最近では急性アルコール中毒による事故の場合、酒を無理強いした人、イッキ飲みをさせた人、危険な状態であるのを見過ごした人などが告訴されるケースが増えています。

万が一誰かが泥酔したら、本人が大丈夫だといっても一人にしてはいけません。

回復するまで目を離さず介抱しなくてはなりません。また、意識や呼吸の状態がおかしい、少しでも危険だと感じたら、迷わずに **119番・救急車** に通報してください。

5 インターネット利用のルールとマナー

インターネットやメール関連のトラブルはいろいろな危険が潜んでいます。
被害者、加害者にならないためにも、基本的な対応をチェックしましょう。

インターネット利用の注意事項

- ・ ID やパスワードはしっかり管理する
- ・ 知らない人からのメールは開かない
- ・ 怪しいページは見に行かない
- ・ 利用規約は必ずチェックする
- ・ 架空請求や不当請求に注意する

SNS を安全に楽しむには

- ・ 投稿するときには、匿名であっても、誠実さや正直さを忘れずに
- ・ 投稿する前に一度手を止めて、「大丈夫かな？」と確認
- ・ 写真の投稿は特に注意
- ・ 安易に知らない人からの友達申請を承認しない
- ・ 情報公開の範囲やプライバシーの設定に注意
- ・ ネット上の友人関係より現実の友達を大切に

SNS 利用時の注意

- ・ 書き込んだ内容を不特定多数の人が見ることを意識する
- ・ 他人のプライバシー暴露や侮辱するような書き込みは厳禁
- ・ 匿名でもプロフィールやつながり先から個人が特定される場合がある
- ・ 「公開」「非公開」「友達のみ」等の、公開範囲の確認をする
- ・ ネット上でも実社会の人付き合いと同じ気遣いが必要
- ・ 無料のつもりが、あとで高額請求ということにならないように気をつける
- ・ 真偽のわからない情報はむやみに拡散させない
- ・ 個人間での取引ではトラブルになっても補償がないので、最大限の注意を払う

ネット上に投稿してはいけないこと

- ・ 悪口などの人を傷つけるようなこと
- ・ 犯罪や人を不快にさせるような行為などの告白
- ・ アルバイト先での情報など守秘義務のあること



ネット上で被害にあった、
あいそうになった

都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧
<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>

誹謗中傷を書き込まれたなど
ネット上のトラブル解決支援

インターネットホットライン連絡協議会
<https://www.iajapan.org/hotline/>

6 悪質商法に対する手続き等

内容をしっかり理解してから契約する。また高額の商品を購入する際には、必要かどうか十分検討する慎重さが必要です。

訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、クーリング・オフ制度を利用することができます。クーリング・オフできなくても取り消しができる場合もありますので相談しましょう。

取引内容	主な商品・サービス（取引例）	期間
訪問販売	新聞、リフォーム工事、布団、学習教材 など	8 日間
電話勧誘販売	健康食品、化粧品、カニ など	
特定継続的役務提供	エステ、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	
訪問購入（買取）	貴金属、アクセサリ など	20日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	健康食品、化粧品、浄水器 など	
業務提供誘引販売	内職商法、モニター商法 など	

【注意】対象外の取引引きもあります

●クーリング・オフの流れ

- ①ハガキに書く（下記参照）
- ②ハガキを両面コピーし、保管する
- ③特定記録（簡易書留）郵便で郵送し、控えを保管する
- ④商品は事業者負担で返品する
- ⑤代金は全額返金される

契約書を受け取った日から8日(20日)以内に郵送する

**必ず書面で
行いましょう！**

●クーリング・オフ期間を過ぎても、
解約できる場合がありますので、
ご相談してください。

書き方がわからない時など
詳しくは消費生活センター
にお問い合わせください。

●クーリング・オフ のハガキの書き方

郵便局へ
持参して
ください

〒□□□□□□

(会社名)

府 都 道

郡 市 区

町 区

御 中

特定記録郵便

契約解除通知書

- ① 申込日・契約日 令和 年 月 日
- ② 商品・役務名
- ③ 金 額 _____ 円
- ④ 販売店名
- ⑤ 販売員氏名

上記日付の申込みを撤回（契約解除）します。

〔※つきましては、既払い金 _____ 円
を返金し、商品を引き取ってください。〕

令和 年 月 日
(契約者) 住 所
氏 名

通信販売での定期購入などの契約

通信販売ではクーリング・オフ制度は適用されません。「無料お試し」「初回500円」などの広告を見て、「1回だけ」のつもりで化粧品などを注文したところ、定期購入契約だったりします。

契約する前に規約をよく確認しましょう。

クーリング・オフできない場合

- 総額で3,000円未満の現金取引のとき。
- 化粧品、健康食品など政令で消耗品に指定されたものを使用した場合（未使用分は可）

注意 必ず儲かるなど、SNSの甘い言葉を信用しないで！

SNS などを通じた「必ず儲かる」「簡単に稼げる」といった副業や投資への詐欺的な勧誘によるトラブル事例が増加しています。

一旦契約すると解約・返金が困難なことも多いため、安易に契約しないようにしましょう。

クレジット契約や借金をしてまで高額な契約を結ばせ、借金だけが残ったという悪質なケースも多くあります。契約の為に借金をするのはやめましょう。

悪質商法に 関する相談

佐賀県消費生活センター
佐賀市消費生活センター
佐賀県警察本部警察相談室
消費者ホットライン

TEL 0952-24-0999
TEL 0952-40-7087
TEL 0952-26-9110
TEL（局番なし）188



7 クレジットカードの利用方法

クレジットカードを作る際の注意点

- ・クレジットカードは「信用」を担保にした借金だということを認識しておくこと。
- ・カードの裏面には必ずサインをすること。
- ・会員規約をしっかり確認し、保管すること。

クレジットカードを使用する際の注意点

- ・絶対に人に貸したりしないこと。
- ・自分にあった返済計画表をつくり、毎月の返済額は収入の25%以下にすること。
- ・毎月の利用明細は必ず確認すること。
- ・紛失した際は警察とカード会社に連絡すること。

注意 携帯電話料金を滞納すると信用情報に傷がつきます

端末料金の分割払いはクレジット契約です。携帯電話料金が払えず滞納が続いた場合、信用情報に傷がつき、将来、クレジットカードの作成や車・住宅のローン利用をしようとするとき審査が通らない可能性が出てきます。携帯端末を購入する際には、支払方法や支払金額をよく理解した上で契約するようにしましょう。

8 学内外におけるセキュリティ面での注意事項

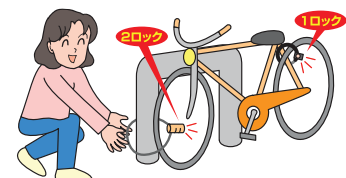
学内外で事件・事故にあわないために下記事項に注意してください。また、本庄キャンパスでは、**原則として、午後10時以降は学内に残らないように**しましょう。

- 私物・貴重品は、自己の責任で管理すること。
(サークルの部室や、体育授業の着替え時の盗難に注意し、貴重品は専用ロッカーを使用。)
- サークルの部室などで鍵のかかるところは、必ず鍵をかけること。
- 金品は学内に保管しないこと。
- 夜間は、なるべく明るい(外灯がついているところ)箇所を通り、暗がりを歩くときは、時々後ろを振り返る、懐中電灯や防犯ブザーを携行する等、注意すること。
- 学内で何かあった場合の連絡先を確認しておくこと。
- 学内において、不審者と思われる人物等に会った場合は、避けるよう心掛け、又、被害が発生した場合は速やかに110番通報し、学生生活課・学生課又は守衛室に連絡すること。

乗り物盗対策

- ◎防犯登録をしましょう。
- ◎ワイヤー錠の併用
- ◎駐輪場でも鍵かけ(2重ロック)
- ◎オートバイは、ハンドルロックを確実に!

※本庄キャンパス内の駐輪場は令和元年10月1日より施錠重点対象駐輪場に指定されていますので乗り物には必ず鍵をかけましょう。



駅や大型商業施設の駐輪場でも注意!

安全な日常生活

佐賀県では、各種防災情報や防犯情報等をスマートフォンアプリ「防災ネットあんあん」にて配信しています。

スマートフォンより登録し、地域の防災活動や安全・安心の確保に役立てましょう。

《配信される情報》

- (1) 防災情報 気象警報（大雨、洪水、暴風など）、地震情報、津波情報、台風情報等
- (2) 防犯情報 声掛け事案、不審人物の出没など犯罪の前兆に関する情報 等
- (3) 緊急情報 大規模な事故、テロ発生など緊急に伝達が必要な情報 等
- (4) 火災情報 火災の発生、鎮火に関する情報
- (5) 災害発生時の安否確認情報

「防災ネット あんあん」登録方法



スマートフォンからインターネット接続

<http://esam.jp>

ページ内のリンクよりアプリをダウンロード



詳しくは…

防災・減災さがホームページ

<https://www.pref.saga.lg.jp/bousai/default.html>



ゆるすな痴漢！

痴漢に遭わないためには

- ◎なるべく明るい、人通りのある道を選ぶ
- ◎いつも周囲に気を配る
- ◎帰宅の際は、ドアの内鍵をかけるまで注意
- ◎防犯グッズの活用

被害に遭いそうになったら

- ◎大声や防犯ブザー等で周囲に知らせよう



女性の一人暮らしと気付かせない工夫

- ◎洗濯物は干す場所・物を工夫
下着類は人目につかない場所に干そう。
- ◎「ただいま」と言いながら帰宅
表札に男の人の名前を書くのも一方策です。

9 火災の予防



- 寝タバコは厳禁です。
- 漏電に注意しましょう。
(コンセントのタコ足配線で埃だらけの差込口等)
- 暖房器具の周辺に燃えやすい物を置かないようにして下さい。

10 実験実習時の安全確認を

- 各学部の「実験実習における安全の手引」を参照してください。



11 カルト的団体に用心

カルト的団体とは

最初は真の姿を見せず、「音楽・映画・スポーツ・学生生活等に有益なセミナーに参加しませんか。」また最近では、環境問題、モニターの勧誘、ボランティア、占い、自己啓発、社会問題等の様々な誘い文句で独自の団体へと引きずり込んでいく危険な組織です。加入してしまうと団体の活動資金のための（ボランティアを装った）訪問販売や募金活動、自分の団体を批評する・勧誘を断った人への嫌がらせ等を強いられます。そうなってしまうと自分自身の大学生活が台無しになるばかりか、友人を巻き込んで信頼関係が破壊されたり、家族にも迷惑を掛けたり悪影響を及ぼします。

警告！

- 勧誘に十分注意するとともに、安易に個人情報（名前・電話番号等）を教えない。
- 勧誘や被害に遭った場合やそのような活動を行っている者を見かけた場合は速やかに学生生活課（0952-28-8200）又は学生課（0952-34-3132）にお知らせください。

12 大麻等（違法薬物）に関する注意

大学生が大麻等（違法薬物）を所持するなど大麻取締法違反などにより逮捕される事件が後を絶ちません。大麻等の違法薬物は、その「使用（吸引・摂取）」を含め、「所持」や「栽培・製造」或いは「販売」にいたるまで、法律で「**厳しく禁止・規制**」され、その違法行為は「**重大な犯罪**」として罰せられます。また、最近では危険ドラッグを使用することにより重大な事故を起こす事例が発生しています。危険ドラッグは偽装されたパッケージや販売方法で巧みに近づいてきます。興味がある素振りを見せず、毅然とした態度で断りましょう。

注意！

覚醒剤・大麻等法律で規制されている薬物は、時に呼び名を変えて出回ることがあります。

○覚せい剤／シャブ、S、スピード ○大麻／マリファナ、チョコ、ガンジャ ○MDMA／エクスタシー

○シンナー／アンパン、ジュントロ ○LSD／ペーパー、タブレット ○コカイン／コーク、クラック

○ヘロイン／ジャンク、H（エイチ）

※これらは呼称の一部に過ぎません。

1 環境に配慮した行動を

地球温暖化（気候変動）の主な原因は、二酸化炭素等、温室効果ガスの大量排出によるといわれ、今日その削減が急がれているところです。このためには私達の日常生活を全般的に見直すことが求められています。佐賀大学は、独自の環境マネジメントシステムにより、全学を挙げて取組みを進めています。皆さんも協力をお願いします。



- 1 電気や水道の節約に努めましょう。教室など共同施設の電灯やエアコンのスイッチはこまめに On-Off しましょう。水道の栓はしっかり閉めましょう。
- 2 ごみは分別して捨てましょう。「ゴミ」の多くは、資源として再利用出来ます。プラスチックは、佐賀市の家庭ごみと違い、大学内では分別します。紙は資源物として回収します。ペットボトル、缶、瓶の分別回収に協力下さい。飲みかけが中に入っていると後の処理が大変です。できるだけ中をきれいにしてください。
- 3 佐賀大学では学生自らが環境保全活動に積極的に取り組んでいます。これらのグループに参画し、自然に「環境に配慮した行動」ができるようになってください。

2 施設整備に協力を

～大学の施設や備品は共有財産です。大切に使いましょう～

- 1 駐車や駐輪のルールを守り、スムーズな通行ができるようにしましょう。
- 2 ポスター掲示やビラ配布をするには学生生活課・学生課の許可が必要です。ルールを守り、構内の景観を乱さないようにしましょう。

大学では、施設の安全確保に十分気をつけていますが、万が一、学内の建物や備品等で危険な状況を見つけた場合は大学職員に教えてください。

3 佐賀大学は、敷地内全面禁煙です



佐賀大学では平成31年4月から敷地内全面禁煙を実施しております。
 なお、敷地内に駐車中の車内での喫煙や、敷地外（構内出入口付近、敷地に直面する道路、近隣住宅街等）であっても周辺住民への迷惑となる喫煙は禁止されております。



タバコは
吸わないよう
にしましょう!

タバコの煙には、多くの発癌物質と有害物質が含まれており、
 色々な病気の危険因子になることが知られています。

タバコの煙にはタバコを吸う人が直接吸い込む「主流煙」と、
 火のついた先から立ち上る「副流煙」があり、副流煙には主流
 煙と同じく体に有害な成分が含まれ、ニコチン・タール・一酸化
 炭素などの成分は主流煙よりも多いと言われています。

この副流煙により受動喫煙にさらされると、がんや脳卒中、虚
 心性心疾患、呼吸器疾患などさまざまな病気のリスクが高くな
 ることが分かっています。

未成年の喫煙は禁止されています。20歳をこえても吸い過ぎや
 タバコの煙で周囲の人に迷惑をかけることには注意しなければ
 いけません。

禁煙支援

いったんニコチン依存症におちいると、自分の意志
 の力だけでは禁煙が難しくなっていきます。

保健管理センターでは、禁煙の相談やニコチンパッ
 チを使った禁煙サポートを行っています。

詳しくは保健管理センターまでお尋ねください。

1 安全で健康的な課外活動を

本学では、佐賀大学憲章に基づき、学生が自発的に行う課外活動を奨励しています。学生の自主運営による文化、スポーツ系及びボランティア系のサークル活動が活発に行われています。

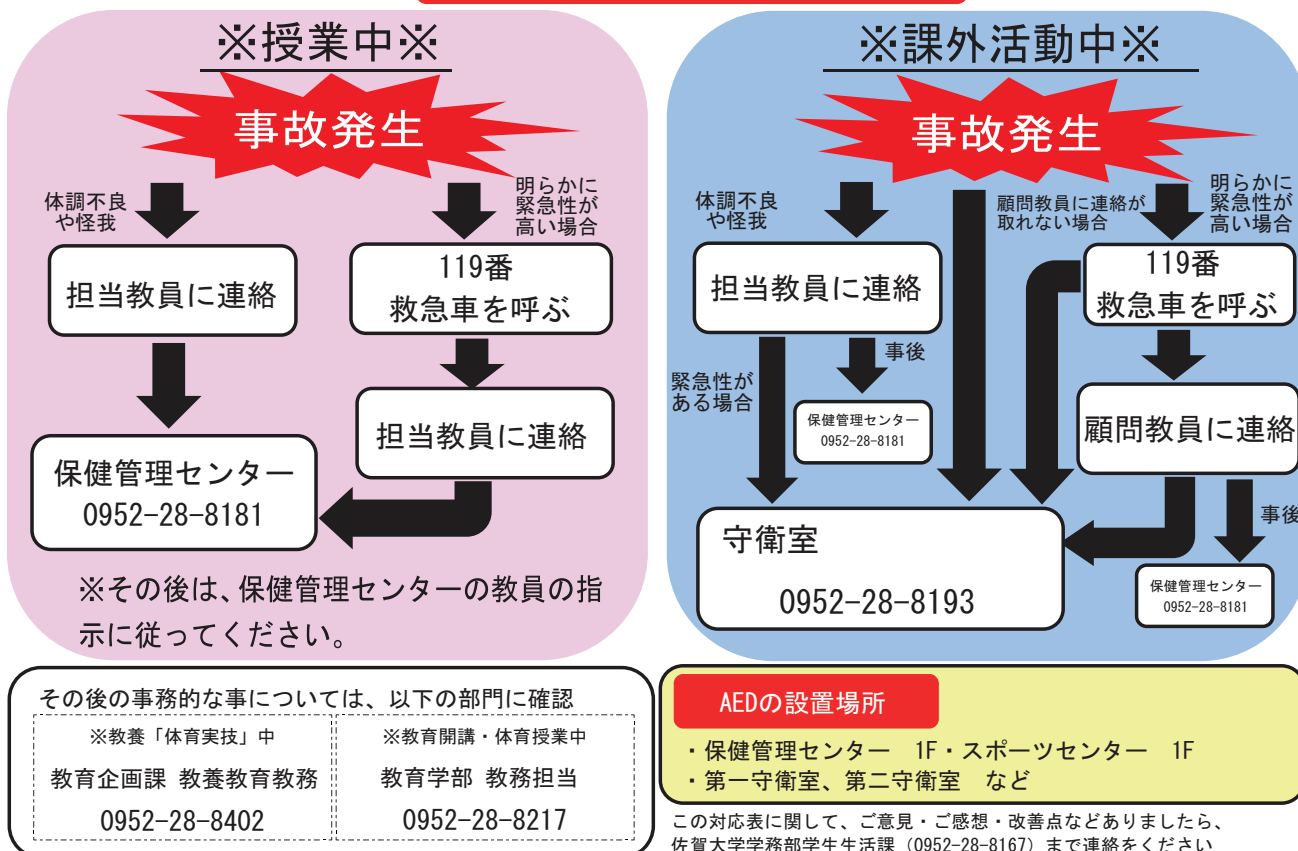
積極的にサークル活動に参加しましょう。

課外活動には常にケガや事故の危険がつきまといます。決して「油断」することなく「無理のない計画」を「安全第一」に実践してください。

事故に遭わないために

- ①自分自身やチームの仲間の健康状況や体力を把握しておきましょう。
- ②ゆとりのある活動計画を立てましょう。
- ③施設の整備、用具の点検は常時実施し、異常に気づいたらすぐに関係者に連絡しましょう。
- ④練習マニュアルは、事故防止方策も取り入れて作成しておきましょう。

事故・怪我・病気等 発生時の対応



2 課外活動団体セミナー

本学では、課外活動団体の安全で充実した活動のサポートをするために、課外活動団体の中心となる代表者等を対象に、課外活動を実施する上での大学のルールの説明や、安全に活動するための講演を行う課外活動団体セミナーを実施しています。

3 リーダーズ・トレーニング

九州地区大学においても体育系サークル幹部に対して、リーダーとしての知識を習得させ、幹部としての責任・役割を身につけさせるとともに、九州地区大学体育の活性化並びに大学相互の連帯意識の育成及びサークル幹部の資質の向上を図ることを目的にリーダーズ・トレーニングが例年10月ごろに実施されています。

4 大会・行事に参加するときは

学内外において、大会・行事に参加又は主催する時には、行事届を事前（1週間前）に学生生活課・学生課に必ず提出してください。

また、サークル等学生団体による飲酒を伴うコンパの開催時にも、事前（1週間前）に行事届（コンパ用）を学生生活課・学生課に提出してください。



1 佐賀大学はハラスメントからあなたを守ります！

佐賀大学は、すべての学生及び教職員が個人として尊重され、良好な環境において修学、教育、研究及び就労ができるように努めています。

でも、ハラスメントにあったら、見かけたら
どうしたらいいの？



1. 出来事のあった日付、時間、場所、目撃者などを書き留めておきましょう。
2. 学部、事務局及び保健管理センターに相談員がいますので、気軽に相談してください。相談を受けた者は、被害を申し出た方のプライバシーを守ります。
3. 一人で悩まず、上記以外でも信頼できる人に相談しましょう。
4. 相手に直接自分の意見をはっきり伝え、きっぱり否定しましょう。
5. 執拗に行為を続ける場合は、逃げる、あるいは大声で叫び、助けを求めましょう。

2 1人で悩まず、相談しましょう 相談員は相談者の名誉やプライバシーを守りますので、安心して相談してください。

佐賀大学では、ハラスメントに関する苦情相談に対応するため「ハラスメント等相談窓口」を設置し、各学部、事務局及び保健管理センターに相談員を配置しております。

一人で悩まずに気軽に相談してください。

ハラスメント等相談窓口に配置されている相談員については、ホームページでご確認ください。

所属に関係なく、どの相談員に相談されても結構です。相談員は、相談者の名誉やプライバシーを守りますので、安心して相談してください。

相談は面談でも、手紙、電話、FAX、電子メール等でも受け付けます。

ホームページ URL:<https://www.saga-u.ac.jp/somu/sekuharatou.html>

直接、相談するか悩んでいるときは「ハラスメント・人権問題委員会事務局」又は「なんでも相談窓口」に相談し、相談員を紹介してもらうこともできます。

「ハラスメント・人権問題委員会事務局」…0952-28-8127

「なんでも相談窓口」…0952-28-8200（本庄キャンパス）

0952-34-3132（鍋島キャンパス）



3 ハラスメントとは？

(1) セクシュアル・ハラスメントとは？

相手方が望まない、不快にさせる性的な言動（性的な内容の発言や言動（性別により役割を分担すべきとする意識、又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれます。))をいいます。（条件と引き換えに）肉体関係の要求をする「対価型」と、行為が行われることで働きづらい環境が作られる「環境型」に大別されます。

具 体 例

（対価型セクシュアル・ハラスメント）

- ア. 研究、教育及び職務の指揮、評価ないし学業成績等に反映させることをちらつかせ、個人的な性的欲求への服従を強要する。
- イ. 研究、教育及び職務上の条件の決定等に反映させることをちらつかせ、個人的な性的欲求への服従を強要する。
- ウ. 研究、教育及び職務上の指揮や評価若しくは研究、教育及び職務上の利益や不利益の与奪を条件とした性的働きかけをする。
- エ. 相手方への性的な関心の表現を、教育指導や職務遂行に混交させる。

（環境型セクシュアル・ハラスメント）

- オ. 性的な面で不快感をもよおすような会話をしたり、行動をしたり、状況をつくる。
- カ. 性にかかわる話題や行動等で、正常な研究、教育及び職務の遂行を妨害する。
- キ. 宴会等で異性に対して、隣に座ることやお酌をすることを強要する。
- ク. 異性一般に対する軽蔑的な発言をしたり、話題にしたりする。
- ケ. 悪意による、人格の評価を傷つけかねない性的表現をしたり、性的風評を流す。
- コ. 執拗若しくは強制的に性的行動に誘ったり、交際の働きかけをする。
- サ. 性的な意図をもって、身体へ一方的な接近又は接触をする。
- シ. 「男のくせに根性がない」、「女性には仕事を任せられない」などと発言する。
- ス. 性的志向や性自認をからかいやいじめの対象とする。



(2) アカデミック・ハラスメントとは？

教育研究の場における権力を利用した嫌がらせをいいます。

具 体 例

(研究活動を妨害するもの)

- ア. 正当な理由なく、文献・図書や機器類を使わせない。
- イ. 正当な理由なく、実験機器や試薬等を勝手に廃棄する。
- ウ. 研究に必要な物品購入を、必要な書類に捺印しないという手段で妨害する。
- エ. 正当な理由なく、机を与えない又は机を廊下に出したり、条件の悪い部屋や他の研究室員とは別の部屋に隔離したりする。
- オ. 正当な理由なく、研究室への立ち入りを禁止する。
- カ. 研究費の申請を妨害する。
- キ. 正当な理由なく、学会への出張を許可しない。
- ク. 正当な理由なく、研究出張を認めない等の手段で、共同研究を行わせない。

(教育指導を妨害するもの)

- ケ. 卒業研究を開始して間もないのに、早々に留年をいわたす。
- コ. 正当な理由を示さずに単位を与えない。
- サ. 卒業・修了の判定基準を恣意的に変更して留年させる。
- シ. 正当な理由なく、本人の希望に反する学習・研究活動や研究テーマを押しつける。
- ス. 就職活動を禁止する。
- セ. 正当な理由なく、就職や他大学進学に必要な推薦書を書かない。
- ソ. 正当な理由なく、他の研究教育組織への異動を強要する。
- タ. 「放任主義だ」と言って、ゼミナールを開かず、研究指導やアドバイスもしない。
- チ. 論文原稿を渡されてから、正当な理由なく、何週間経っても添削指導をしない。
- ツ. 嫌いなタイプ、意見の合わない学生に対して、指導を拒否したり差別待遇をしたりする。
- テ. 「お前は幼稚園児だ」とか「幼稚なお前には指導の必要がある」とかいい、精神的虐待を行う。



(3) パワー・ハラスメントとは？

職場内の地位や権力を悪用して、部下の人権や尊厳を踏みにじり、不当に苦しめる言動をいいます。

具 体 例

- ア. 職場の飲み会を断ったら、上司から厭味をいわれ続け、“付き合いの悪い奴”として仲間外れにされる。
- イ. 仕事で自分の意見を言ったら、“生意気だ”と上司や先輩から非難される。
- ウ. 会議等の席上で、特定の個人の研究や教育上の能力を攻撃材料として、その人に不利益をもたらす。
- エ. 会議等の席上で、不確かな情報に基づき、特定の個人の精神的疾患などを揶揄する言動をする。



(4) アルコール・ハラスメントとは？

飲酒にまつわる迷惑行為や人権侵害をいいます。

具 体 例

- ア. 上下関係などを利用して飲酒やイッキ飲みを強要する。
- イ. 飲めないことをからかうなど、飲めない人への配慮を欠く行為をする。
- ウ. 酔った上で迷惑な行為をする。

1 ルールを守って交通安全

最近、本学学生による交通事故がたびたび発生しています。

その中には、死亡・重傷に至る悲惨な事故も含まれています。

また、学内においては、騒音や不法駐車によって大学にふさわしい環境が失われつつあります。



ひとたび事故を起こせば、被害者・加害者を問わず、家族とともに苦しみ、学業にも支障が出るなど多大の負担を被ることになります。このようなことは、誰でも知っているのですが、各自が「安全」に対する意識を高める努力をしてください。

死亡事故例

①夜間、前方不注意により横断歩道横断中の男性をはね死亡させた。

(平成23年10月)

②前夜飲酒後、早朝に自動車を運転し、自転車で走行中の本学学生をはね死亡させた。

(平成13年8月)

③飲酒運転で電柱に激突し本人は重傷、同乗者2名が死傷。

(平成12年12月)

本学では、最近の交通死傷事故に対する社会の見方の変化、事故結果の重大性に鑑み、飲酒・スピード違反等に基づく悪質な交通事故を起こした学生は、原則として無期停学又は退学とすることとしています。



- ①危険を予測しながら運転しましょう。
- ②運転中、携帯電話は使わないようにしましょう。
- ③飲酒運転は絶対にやめましょう。
- ④夜間の運転は特に注意を払いましょう。
- ⑤時間にゆとりを持って運転しましょう。

自動車任意保険

「自動車損害賠償責任保険」では足りない部分を補う保険です。自動車等を所有し運転する者は加入しましょう。

② 自動車通学について（本庄キャンパス）

該当者

- ・ 次の①、②の両方を満たす者
（※学部一年生は不可）
- ・ 病気など特別な理由により必要な者

- ① 公共交通機関を利用し片道通学時間が2時間以上の者（学部生）
又は通学距離が片道4キロメートル以上の者（大学院生等）
- ② 大学が実施する交通安全講習会を受講した者（交通安全講習会の実施時期は主に
掲示板およびホームページでお知らせしています）

●入構及び駐車の方法

自動車を運転して入構する者は「佐賀大学自動車登録票」を運転席前のダッシュボードの上に提示し、所定の場所に駐車しましょう。

●自動車の構内移動禁止

自転車を除く車両は、下校するとき以外、構内を移動させてはいけません。

また、構内の制限速度は時速20kmとなっています。入退構時は速度を守って走行してください。

●バイク(原付含む)の構内への入構禁止

産学交流プラザ西側、教養教育大講東側、図書館西側の指定された場所に駐輪してください。

●市道貝田線一部の入退構の禁止

法人本部棟北側駐車場から北側の道路は、自転車を除く車両での入退構及び駐車は、禁止としています。

※貝田線とは第二守衛室から北へ向う道路

●パスカード（有料）について

大学構内における交通安全及び環境保全を図るため定期パスカード（有料）による入構規制をしています。

- ・ 登録票交付者 4,200円（年額）
- ・ 臨時駐車許可交付者 1,500円（月額）
- ※パスカード発行手数料 1,000円
（新規申入者のみ）

○交通マナーについて

本庄キャンパスは構内交通規程によりキャンパス内の教育・研究環境の維持を図っています。

そのため許可された教職員・学生及び業者以外は、本庄キャンパス内への車の乗り入れを禁止しています。

しかしながら、許可を受けていない学生によるキャンパス内、または大学周辺の大型店舗等への無断駐車が後を絶たず、厳しい苦情が寄せられています。

交通ルール無視の行為に対しては、社会の批判の目は厳しく、学生だからという甘え、安易な考え方は一切通用しません。他人の迷惑や緊急時の通行障害等を念頭におき良識をもって対処してください。

本件に
関する
問合せ先

学務部学生生活課学生支援担当
（本庄キャンパス学生センター内）
TEL 0952-28-8173

③ 自動車通学について（鍋島キャンパス）



医学科5、6年生、看護学科3、4年生
で、①、②を満たす者
又、病気など特別な理由により必要な者

- ①通学等の距離が片道2キロメートル以上であり、自動車を使用しなければ通学等が困難である場合
- ②大学が実施する交通安全講習会を受講した者

●入構及び駐車の方法

自動車を運転して入構する者は「駐車許可証」を運転席前のダッシュボードの上に提示し、所定の場所に駐車しましょう。

●パスカード（有料）について

医学部ではカーゲートを設置し、事故防止及び緊急時の通路確保をする目的で駐車区域の規制を行っています。

- ・駐車整理料 4,800円（年間）
- ・カード代金 1,350円

○交通マナーについて

医学部では構内交通規則を定めキャンパス内の教育・研究環境の維持を図っています。そのため、許可された教職員及び学生以外は医学部内への車の乗り入れを禁止しています。しかしながら、許可を受けていない学生による大学周辺路上へ駐車する車が絶えません。その都度付近住民から大学側に苦情が寄せられています。この行為は「車庫法違反」となり、これにより医師免許・看護師免許の交付が遅れる可能性があります。

また、自転車で病院構内を通行する場合は降車して手押し走行、横断報道では一旦停止を行ってください。

交通ルール無視の行為に対しては、社会の批判の目は厳しく、学生だからという甘え、安易な考え方は一切通用しません。他人の迷惑や緊急時の通行障害等を念頭におき良識をもって対処してください。

将来医師、看護師を目指す学生として社会の期待に応えるべく入学してきたことを自覚し、交通ルールを守ってください。

本件に
関する
問合せ先

医学部学生課総務担当
(鍋島キャンパス)
TEL 0952-34-3132, 3128

4 自転車の違反と罰則 知っていますか？

自転車の通行方法は、道路交通法で規定されています。
交通ルール・マナーを守り危険な乗り方はしないように注意しましょう。

1 自転車に乗る時は ヘルメットを着用しましょう



改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されます。

2 信号を無視したり、 一時停止違反をしたら

信号無視

3か月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

指定場所における一時停止違反

3か月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

一時停止の交通標識のある道路、狭い道路から広い道路へ出る際、必ずいったん止まって、右・左の安全を確かめましょう。



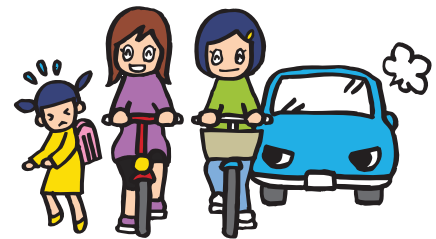
3 二台横に並んで走っていたら

並進の禁止

2万円以下の罰金又は科料

自転車は2台、3台と横に並んで通行してはいけません。他車の通行を妨げたり、交通事故に遭うおそれがあります。

道路の左端を縦に一列で通しましょう。ただし、標識等で認められたところは並んで走ることができます。



4 二人乗りをしていると

乗車積載方法違反

2万円以下の罰金又は科料
バランスが崩れやすく、
とても危険です。



5 夜、ライトをつけないと

夜間の無灯火

5万円以下の罰金

車両等は（自転車も含む）
夜間道路で前照灯、尾灯
などの灯火をつけなければ
いけません。



6 傘さし、携帯電話を使いながら運転すると

運転者の遵守事項違反

5万円以下の罰金

傘をさし、物を手に持つ等、運転の視野を妨げ、または安定を失うおそれのある方法で自転車を運転してはいけません。

また、携帯電話で通話やメールをすることはもちろん、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえない状態で、ヘッドフォンを着用しながらの運転も前方の確認がおろそかとなるため、やめましょう。



交通事故の防止

7 酒に酔って乗っていると

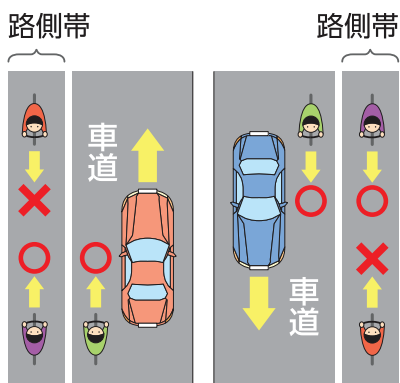
飲酒運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（酒酔い）

酒気帯びで車両等（自転車を含む）を運転してはいけません。



8 自転車通行区分違反をすると



道路の状況に応じて、車道か路側帯どちらかを通行してください。

車道通行が原則

3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

- ・歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。
- ・車道の左側を通行しなければなりません。
- ・路側帯は向って左側のみ通行可能です。

歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行

2万円以下の罰金又は科料

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。

盗難防止のために自転車に付いている鍵とワイヤー鍵等のツーロックの習慣を付けてください。

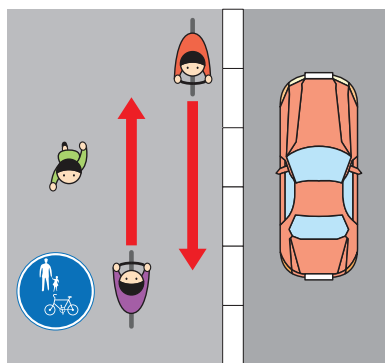


歩道や専用通行帯を通行する方法

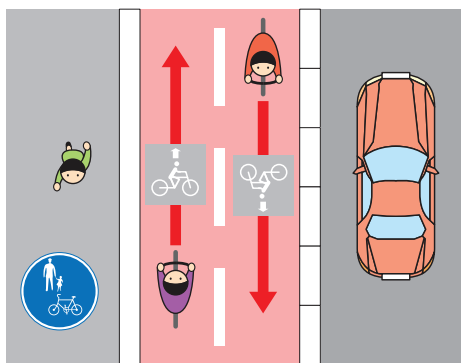
歩道を通行するときは、車道寄りを徐行

通行指定部分がある場合は、その部分を徐行（歩行者がいない時は徐行義務なし）

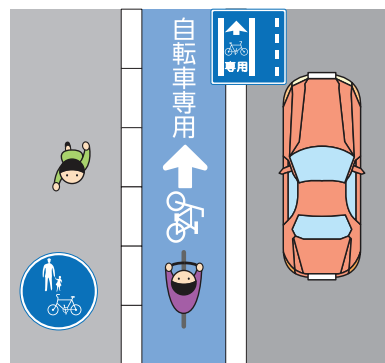
自転車専用通行帯がある場合は、その部分を進行



車道寄りを通行



通行指定部分を通行



自転車専用通行帯を通行

9 一定の危険な違反行為*をして2回以上摘発されると

公安委員会の命令を受けてから3か月以内の指定された期間内に講習を受けなければなりません。

公安委員会の受講命令に従わなかった場合は5万円以下の罰金

*信号無視、通行区分違反、一時停止違反、路側帯や歩道の歩行者妨害など

学生生活を送る上で、思わぬ事故に遭ったり、事故を起こしたりして、けがを負うことがあります。また、他人へ損害を与えたり、物を壊したりして損害賠償責任を負うこともあります。これに対して、大学では、学生が安心して、学生生活を送れるように保険加入を推奨しています。各種保険による保証制度を準備をしています。

1 学生教育研究災害傷害保険

保険の趣旨

学生が、教育研究活動中（正課中、学校行事中、課外活動中及び学内施設内）及び通学途中において、不慮の災害事故による傷害を受けることが少なくありません。そうした災害事故を受けた学生への補償救済のため「学生教育研究災害傷害保険」（略称「学研災」）の制度があります。

この保険は、昭和51年度に発足したもので、全国の国公私立すべての大学でこの制度を取り入れており、そこに学ぶ学生のほぼ全員が加入している状況にあります。

新入生の皆さんが卒業するまでの期間、安心して勉学及び課外活動に専念し、正課・課外教育活動を通して有意義で充実した学生生活を過ごすための福利厚生事業の一環として、本学では学生の皆さんの保険加入を推奨しています。

「学生教育研究災害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」のセット、または佐賀大学生生活協同組合が取扱う「学生総合共済」と「学生賠償責任保険」のセットのどちらかを選択し、加入してください。

事故が起きた時は…。

保険が適用されると考えられる事故（ケガ）が発生した場合の届け出、ケガが完治した際の保険金請求は、すべて所定用紙で行うことになっています。学生センターの学生生活課（医学部生は学生課）で手続きを行ってください。

- (1) 事故が発生した場合…30日以内に「事故通知書」の提出
- (2) ケガが完治した場合…「保険金請求書」の提出

この保険に関する照会及び問合せ先

佐賀大学生生活協同組合（本庄キャンパス）

TEL 0952-23-1665

学務部 学生生活課 学生支援担当（本庄キャンパス学生センター内）

TEL 0952-28-8173

医学部 学生課 総務担当（鍋島キャンパス）

TEL 0952-34-3132, 3128

保険金が支払われる場合

- (1) 本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

① 正 課 中

講義、実験・実習、演習又は実技による授業（以上を総称して「授業」といいます。）を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

ア. 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間。ただし、専ら被保険者の私的生活に係る場所においてこれらに従事している間を除きます。

イ. 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間又は授業を行う場所、大学の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

ウ. 大学設置基準第28条及び大学院設置基準第15条の規定に基づき、他の大学又は短期大学の正課を履修している間。

② 学校行事中

大学が主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③ ①②以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設内にいる間。ただし寄宿舍に在る間、大学が禁じた時間もしくは場所に在る間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

④ 学校施設外での課外活動（クラブ活動）中

大学の規則にのっとりた所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間。ただし、山岳登山やハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間、大学が禁じた時間もしくは場所に在る間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

- (2) 上記の他、被保険者（補償を受けることができる方）の住居と学校施設等との間の往復中又は学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

① 通 学 中

大学の授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、被保険者の住居（社会人入試を経て大学に入学した学生が大学に通う場合は、勤務先を含みます。）と学校施設等（敷地に入るまで）との間を往復する間。

② 学校施設等^(※1)相互間の移動中

大学の授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設その他、授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）の行われる場所の相互間を移動している間。

（※1）「学校施設等」とは、大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設その他、授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）の行われる場所をいいます。

- (3) 臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合に15,000円をお支払いします。

2 学研災付帯賠償責任保険

●保険の内容

国内外において、学生が、正課、学校行事、課外活動又はその往復により、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

●対象となる活動範囲

Aコース 学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

正課、学校行事、課外活動及びその往復。（Bコースの対象範囲を含む）（医療関連実習を除く。）

Bコース インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（略称「インターン賠」）

インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復。（医療関連実習を除く。）

Cコース 医学生教育研究賠償責任保険（略称「医学賠」）

医療関連学部（看護学部）の正課、学校行事、課外活動及びその往復。（Aコース及びBコースの対象範囲を含む。）（医療関連実習を含む。）

お問い合わせ先	佐賀大学生生活協同組合（本庄キャンパス）	0952-23-1665
	佐賀大学学生生活課（本庄キャンパス）	0952-28-8173
	佐賀大学医学部学生課（鍋島キャンパス）	0952-34-3132

3 その他の保険

1. 学研災付帯学生生活総合保険（全学部対象）

「学研災」（P27～28）を補完する任意加入の上乗せ保険です。学生自身の病気やケガ、インターンシップ中や自転車運転中の高額賠償事故などを24時間、365日幅広く保証します。詳細は学研災付帯学生生活総合保険のチラシをご覧ください。

お問い合わせ先 学生生活総合保険相談デスク 0120-811-806

2. 学生総合共済（生協）、学生賠償責任保険（生協）（全学部対象）

お問い合わせ先 佐賀大学生生活協同組合 0952-23-1665

3. Will（日本看護学校協議会共済会）（医学部看護学科のみ対象）

お問い合わせ先 佐賀大学医学部学生課（鍋島キャンパス） 0952-34-3132, 3131

※医学部生における注意

医学部においては、賠償責任保険（偶発的な事故により他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したりして法律上支払わなければならない賠償金に対する補償）に加入していることを確認した上で実習に参加していただきます。

実習は、1年次前期から始まりますので、入学時に『任意保険』の中から1つ選択し、加入することを義務付けています。

20歳になったら国民年金

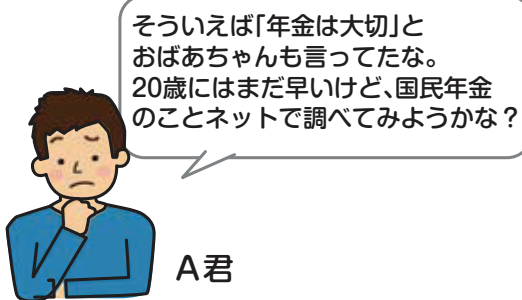


大学入学、成人、就職、結婚、定年…。これからの人生には、様々な出来事があります。そうした人生の「転機」と大きくかかわっているのが年金です。ここでは、新入学したある大学生「A君」をモデルにしながら、在学中に必要な手続きをご紹介します。

スタート

大学入学

18歳で大学入学。大学からもらったパンフレットに国民年金のことが書いてあった。



納付が難しいとき

A君は所得がなく、保険料の納付が難しいため、市役所へ学生証を持参し、「**学生納付特例申請**」を行いました。



大学2年生～4年生まで

在学中は毎年度更新手続きが必要です。
2年目以降は、4月に更新して下さい！

学生納付特例承認期間は、年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、将来の年金額には反映しません。しかし、10年以内にその期間の保険料を納めれば、年金額にも反映します。(追納制度)

20歳になったとき(国民年金加入)

20歳になった方には、日本年金機構から国民年金に加入したことのお知らせがあります。

後日、「年金手帳」がお手元に届きます。年金手帳は大切に保管してください。

※入学時20歳以上の方は、次のステップへ。

令和6年度国民年金保険料 月額16,980円

納付できるとき

納付期限(翌月末)までに納めましょう

- 金融機関・郵便局・コンビニの窓口で納付OK！
- 口座振替・クレジットカードによる納付もできます！
- 前納・早割制度でさらにお得です！

Q. 未納を放置したらどうなるの？

A. 未納のまま学生納付特例手続きを怠ると、在学中の事故等で障害を負っても障害年金が受けられない等のリスクがあります。

なるほど！



ゴール

大学卒業

「あなた」の年金記録は、「あなた」の未来につながります。

A君は卒業する時に、未納や未加入期間が無い状態で社会人としてのスタートラインに立つことができました。

20歳を過ぎたら、日本年金機構ホームページから自分の年金記録を確認できる「**ねんきんネット**」を利用し、自分の記録を確認してみましょう。

そして 社会人へ

詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。 <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

学生納付特例制度のパンフレットを学生生活課(本庄キャンパス)学生課(鍋島キャンパス)に置いてありますのでご利用ください。

IX 緊急連絡先は

万が一事故にあったら
まず



119番・110番へ通報を

(市外局番 0952)

大学への連絡は

本庄キャンパスは
学生生活課…………… ☎28-8200
☎28-8173
鍋島キャンパスは
医学部学生課…………… ☎34-3132

休日、夜間の事故・事件の連絡は

守衛室（第一守衛室）…………… ☎28-8193
医学部（防災センター）…………… ☎34-3119
3499

教務課への連絡は

教育学部教務担当…………… ☎28-8217
芸術地域デザイン学部教務担当…………… ☎28-8930
経済学部教務担当…………… ☎28-8417
医学部（教務系）
医学科…………… ☎34-3127
看護学科…………… ☎34-3358
理工学部教務担当…………… ☎28-8517
農学部教務担当…………… ☎28-8717

そ の 他

救急の医療機関の問い合わせ
佐賀広域消防局…………… ☎31-8899
電気 九州電力…………… ☎0120-986-303
ガス 佐賀ガス株式会社…………… ☎30-6161
水道 佐賀市上下水道局…………… ☎33-1313
佐賀市役所…………… ☎24-3151
佐賀県庁…………… ☎24-2111